

足場の組立て等作業従事者必携 No.120306

特別教育用テキスト

<新旧対照表> 4版 令和5年12月27日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 3版 (令和5年5月12日)	(新版) 4版 (令和5年12月27日)
[表記・用語の統一]	
※旧版から新版への改訂にあたり、表記・用語を統一したものではありません。	

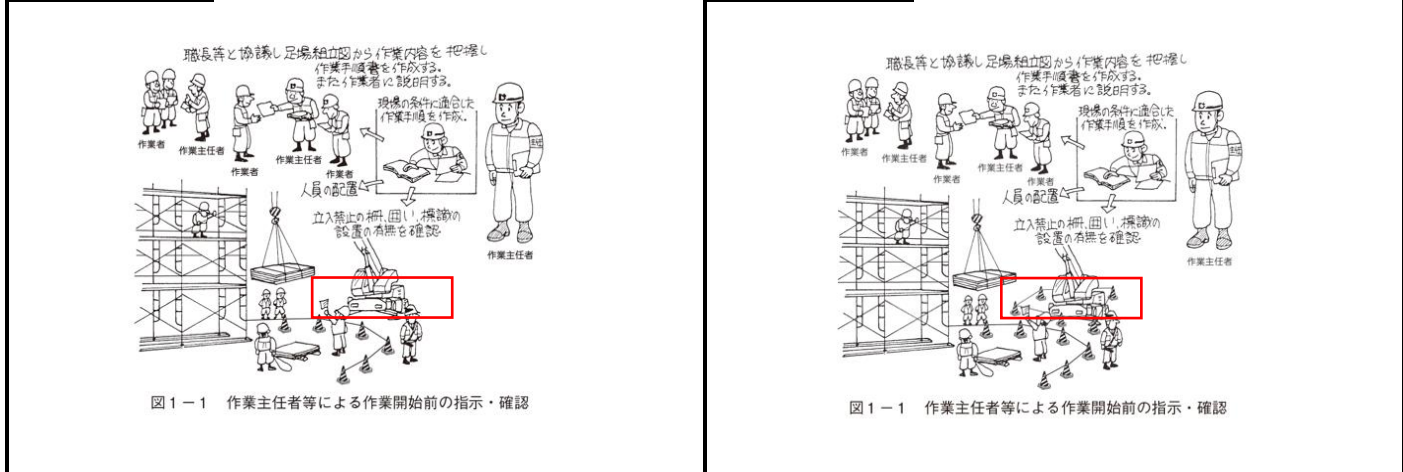
(旧版) 3版 (令和5年5月12日) 120305			(新版) 4版 (令和5年12月27日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
表紙		(赤枠を追加、変更)	表紙		
					
まえがき	下から7行目の次行	(右記文章追加)	まえがき	下から9行目	その後、令和5年3月の労働安全衛生規則の一部改正では、①一側足場の使用範囲の明確化、②足場点検時の点検者の指名、③足場組立て後等の点検者の氏名の記録、保存が義務化されました。
目次	2	(赤枠箇所を右記に修正)	目次	2	
<p>4.4 低層住宅工用くさび緊結式足場 (足場先行工法) の組立て、解体 48</p> <p>4.4.1 低層住宅工用くさび緊結式足場 (足場先行工法) の組立て 48</p> <p>4.4.2 支柱にあらかじめ先行手すりを取り付ける方式の解体 (木造家屋等低層住宅建築工事専用足場) 52</p> <p>4.5 張出し足場の組立て、解体 53</p> <p>4.5.1 張出し足場の組立て 53</p> <p>4.5.2 張出し足場の解体 54</p> <p>4.6 フラケット一側足場の組立て、解体 55</p> <p>4.6.1 フラケット一側足場の組立て 55</p> <p>4.6.2 フラケット一側足場の解体 57</p> <p>4.7 つりわく足場の組立て、解体 58</p> <p>4.7.1 つりわく足場の組立て 58</p> <p>4.7.2 つりわく足場の解体 59</p> <p>4.8 つり懸足場 (建築工用、橋梁工用) の組立て、解体 60</p> <p>4.8.1 つり懸足場の組立て 60</p> <p>4.8.2 つり懸足場の解体 62</p> <p>4.9 丸太足場の組立て、解体 63</p> <p>4.9.1 丸太足場の組立て 63</p> <p>4.9.2 丸太足場の解体 65</p> <p>4.10 内部工用足場 66</p> <p>4.10.1 移動式足場 (ローリングタワー) 66</p> <p>4.10.2 脚立足場 71</p> <p>4.10.3 欄足場 73</p> <p>4.10.4 低層建築工用簡易わく組足場 73</p> <p>4.10.5 可搬式作業台 (連結式) 74</p> <p>4.11 足場の点検及び補修 80</p> <p>II 工用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>第1章 クレーン等吊重機の取扱い</p> <p>1.1 クレーン、移動式クレーン 82</p>			<p>4.4 低層住宅工用くさび緊結式足場 (足場先行工法) の組立て、解体 48</p> <p>4.4.1 低層住宅工用くさび緊結式足場 (足場先行工法) の組立て 48</p> <p>4.4.2 支柱にあらかじめ先行手すりを取り付ける方式の解体 (木造家屋等低層住宅建築工事専用足場) 52</p> <p>4.5 張出し足場の組立て、解体 53</p> <p>4.5.1 張出し足場の組立て 53</p> <p>4.5.2 張出し足場の解体 54</p> <p>4.6 フラケット一側足場の組立て、解体 55</p> <p>4.6.1 フラケット一側足場の組立て 55</p> <p>4.6.2 フラケット一側足場の解体 55</p> <p>4.7 つりわく足場の組立て、解体 59</p> <p>4.7.1 つりわく足場の組立て 59</p> <p>4.7.2 つりわく足場の解体 60</p> <p>4.8 つり懸足場 (建築工用、橋梁工用) の組立て、解体 61</p> <p>4.8.1 つり懸足場の組立て 61</p> <p>4.8.2 つり懸足場の解体 63</p> <p>4.9 丸太足場の組立て、解体 64</p> <p>4.9.1 丸太足場の組立て 64</p> <p>4.9.2 丸太足場の解体 66</p> <p>4.10 内部工用足場 67</p> <p>4.10.1 移動式足場 (ローリングタワー) 67</p> <p>4.10.2 脚立足場 72</p> <p>4.10.3 欄足場 74</p> <p>4.10.4 低層建築工用簡易わく組足場 74</p> <p>4.10.5 可搬式作業台 (連結式) 75</p> <p>4.11 足場の点検及び補修 81</p> <p>II 工用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>第1章 クレーン等吊重機の取扱い</p> <p>1.1 クレーン、移動式クレーン 84</p>		
- 2 -			- 2 -		

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次		(赤枠を右記に修正)	目次		
3			3		
		1.2 積載型トラッククレーン 84 1.3 ロングスパン工事用エレベータ 86 1.4 電動ホイスト 87 1.5 高所作業車 88 第2章 玉掛け及び合図等 2.1 玉掛け 89 2.2 合図の方法 93 第3章 使用工具 3.1 工具の種類と点検 94 3.2 工具の取扱いの要点 95 第4章 立入禁止の措置及び安全標識 4.1 立入禁止の措置 96 4.2 安全標識 97 第5章 強風等悪天候時における措置 5.1 強風等悪天候時での点検と補強等 98 III 労働災害防止に関する知識 第1章 墜落防止のための設備 1.1 足場ごとの墜落防止措置 102 1.1.1 わく組足場 102 1.1.2 わく組足場以外の足場 104 1.1.3 すべての足場(一側足場を除く)の裏面側の墜落・物体の落下防止措置 104 1.1.4 実施することが望ましい「より安全な措置」(平成27.5.20付け通達) 106 1.1.5 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27.7.1施行) 107 1.2 足場と躯体間の墜落防止措置 109 1.3 縦綱支柱及び縦綱 110 1.4 安全ネット 112 第2章 落下物による危険防止のための措置 2.1 幅木 114 2.2 防護棚(朝顔) 114 2.3 建築工事用シート等 115			12 積載型トラッククレーン 86 13 ロングスパン工事用エレベータ 88 14 電動ホイスト 89 15 高所作業車 90 第2章 玉掛け及び合図等 2.1 玉掛け 91 2.2 合図の方法 95 第3章 使用工具 3.1 工具の種類と点検 96 3.2 工具の取扱いの要点 97 第4章 立入禁止の措置及び安全標識 4.1 立入禁止の措置 98 4.2 安全標識 99 第5章 強風等悪天候時における措置 5.1 強風等悪天候時での点検と補強等 100 III 労働災害防止に関する知識 第1章 墜落防止のための設備 1.1 足場ごとの墜落防止措置 104 1.1.1 わく組足場 104 1.1.2 わく組足場以外の足場 106 1.1.3 すべての足場(一側足場を除く)の裏面側の墜落・物体の落下防止措置 106 1.1.4 実施することが望ましい「より安全な措置」(平成27.5.20付け通達) 108 1.1.5 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27.7.1施行) 109 1.2 足場と躯体間の墜落防止措置 111 1.3 縦綱支柱及び縦綱 112 1.4 安全ネット 114 第2章 落下物による危険防止のための措置 2.1 幅木 116 2.2 防護棚(朝顔) 116 2.3 建築工事用シート等 117
		- 3 -			- 3 -

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次		(赤枠を右記に修正、追加)	目次		
4			4		
		第3章 保護具の使用方法及び保守点検の方法 3.1 安全帯 118 3.1.1 安全帯を使用しなければならない作業 118 3.1.2 安全帯の種類 118 3.1.3 安全帯の取付け対象物とその使用 121 3.1.4 安全帯の保守点検 124 3.1.5 安全帯の廃棄基準 125 3.2 保護帽及び保護めがね等 127 3.2.1 保護帽 127 3.2.2 保護めがね等 128 3.3 作業者の服装 129 第4章 感電災害の防止 4.1 感電 131 4.2 感電災害の防止 131 4.3 照度、照明 134 第5章 災害事例 5.1 足場の組立て等の作業で発生した災害事例と防止対策 135 IV 関係法令 1. 労働安全衛生法(抄) 148 2. 労働安全衛生法施行令(抄) 151 3. 労働安全衛生規則(抄) 152 4. 足場の組立て等の業務に係る特別教育規程 172			第3章 保護具の使用方法及び保守点検の方法 3.1 安全帯 120 3.1.1 安全帯を使用しなければならない作業 120 3.1.2 安全帯の種類 120 3.1.3 安全帯の取付け対象物とその使用 123 3.1.4 安全帯の保守点検 126 3.1.5 安全帯の廃棄基準 127 3.2 保護帽及び保護めがね等 129 3.2.1 保護帽 129 3.2.2 保護めがね等 130 3.3 作業者の服装 131 第4章 感電災害の防止 4.1 感電 133 4.2 感電災害の防止 133 4.3 照度、照明 136 第5章 災害事例 5.1 足場の組立て等の作業で発生した災害事例と防止対策 137 IV 関係法令 1. 労働安全衛生法(抄) 150 2. 労働安全衛生法施行令(抄) 153 3. 労働安全衛生規則(抄) 154 4. 足場の組立て等の業務に係る特別教育規程 174
		- 4 -			- 4 -

平成30年6月に労働安全衛生法施行令が一部改正され、肩ベルト型(U字つりを除く)安全帯及びフルハーネス型安全帯を指す用語として、「安全帯」が「墜落制止器具」に改められた。
 ただし、本書では建設現場における指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」という呼称が定着していることから、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記している。

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
---	----	----	---	----	----



4	上から 2行目	(右記追加)	4	上から 2行目	⑤作業主任者は足場の点検が確実に行われるように、点検者をあらかじめ指名する。
9	表 2-2 上から 3行目	本足場、棚足場として現在最も多く使用され、～	9	表 2-2 上から 3行目	本足場、棚足場として現在多く使用され、～
9	下から 4行目	ブラケット一側足場を設置する。	9	下から 4行目	ブラケット一側足場を設置する。※注
11	表 2-2 欄外		11	表 2-2 欄外	(赤枠を追記)

9 丸太足場

〈概要〉
建地、布、腕木、足場板、大筋かい等の部材によって構成され、主に、杉の小丸太を使用し、なまし鉄線（番線ともいう。）でこの小丸太を緊結し、足場として組み立てたものである。

〈特徴〉

- ① 強度上の信頼性に乏しい。
- ② 組立て、解体作業に手間を要するため、木造建築工事等の低層住宅建築工事用を除き、最近ではあまり使用されなくなっている。
- ③ 部材が非導電性であるため、電波塔等の工事で、鋼管部材が使用できないところでは採用されている。

※ その他に、移動式足場、棚足場、低層建築工事用簡易わく組足場がある。
(1.第4章4.10内部工事用足場P.66参照)

9 丸太足場

〈概要〉
建地、布、腕木、足場板、大筋かい等の部材によって構成され、主に、杉の小丸太を使用し、なまし鉄線（番線ともいう。）でこの小丸太を緊結し、足場として組み立てたものである。

〈特徴〉

- ① 強度上の信頼性に乏しい。
- ② 組立て、解体作業に手間を要するため、木造建築工事等の低層住宅建築工事用を除き、最近ではあまり使用されなくなっている。
- ③ 部材が非導電性であるため、電波塔等の工事で、鋼管部材が使用できないところでは採用されている。

※ その他に、移動式足場、棚足場、低層建築工事用簡易わく組足場がある。
(1.第4章4.10内部工事用足場P.66参照)

※注 つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難な場合、原則幅が1メートル以上のところでは本足場とすること。

15	表 3-1		15	表 3-1	(赤枠を追記)
----	-------	--	----	-------	---------

部材の種類

① 階段わく

・わく組足場の昇降に使用する階段は、踏み板の幅が350mm以上、踏み面の大きさが180mm以上で、蹴上げ(35cm以下)が等間隔の階段わくを使用する。なお、階段わくを設置した箇所には高さ90cm以上の手すり、高さ35～50cmの位置に中横を設ける。

部材の種類

① 階段わく

・わく組足場の昇降に使用する階段は、踏み板の幅が350mm以上、踏み面の大きさが180mm以上で、蹴上げ(35cm以下)が等間隔の階段わくを使用する。なお、階段わくを設置した箇所には高さ90cm以上の手すり、高さ35～50cmの位置に中横を設ける。

(旧版) 3版 (令和5年5月12日) 120305			(新版) 4版 (令和5年12月27日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
15	表 3-1 欄外	(右記追加)	15	表 3-1 欄外	<p>階段の蹴上高さは、足場先行工法ガイドラインは「30cm 以下」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm 以下」となっている。</p> <p>また、路面の大きさ (奥行) は、足場先行広報ガイドラインは「20cm 以上」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では、「18cm 以上」となっている。</p>
32	図 4-9		32	図 4-9	(赤枠を追加)
<p>図 4-9 ブロックの地組み (2層5スパンの例)</p>			<p>図 4-9 ブロックの地組み (2層5スパンの例)</p>		
36	図 4-15	(赤枠を右図に修正)	36	図 4-15	
<p>図 4-15 地上での小払しの手順の例</p>			<p>図 4-15 地上での小払しの手順の例</p>		

(旧版) 3版 (令和5年5月12日) 120305			(新版) 4版 (令和5年12月27日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
37	図 4-18	<p>図 4-18 単管足場の組立て例</p>	37	図 4-18	(赤枠を追加)
43	図 4-26	<p>図 4-26 くさび緊結式足場 (本足場) の例</p>	43	図 4-26	(赤枠を追加)
48	上から10行目	困難な場合は、ブラケット側足場等を設置する。	48	上から10行目	困難な場合は、場所の状況によりブラケット側足場等を設置する。
48	上から10行目の次行	(右記追加)	48	上から11行目	建地を一側とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければならない。

(旧版) 3 版 (令和 5 年 5 月 12 日) 120305			(新版) 4 版 (令和 5 年 12 月 27 日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
48	図 4-31	(赤枠を右図に修正、追加)	48	図 4-31	
<p>(a) 二側足場 2列の建地(支柱)の構造のため、一側足場と比較して足場の安定性が高い。屋根からの墜落防止のため、後踏み側の建地が屋根より上方に立ち上がっている。</p> <p>(b) 2本組みブラケット側足場 二側足場が設置できない狭い場所において、建地にブラケットを取り付け1列の構造の足場で、建地を2本組み合わせて、足場の強度を高めている。</p> <p>(c) ブラケット側足場 壁つなぎや控え等を設け、建地にブラケットを取り付け1列の構造である。</p> <p>図 4-31 低層住宅工事用くさび緊結式足場の支柱の例</p>			<p>(a) 二側足場 2列の建地(支柱)の構造のため、一側足場と比較して足場の安定性が高い。屋根からの墜落防止のため、後踏み側の建地が屋根より上方に立ち上がっている。</p> <p>(b) 2本組みブラケット側足場 二側足場が設置できない狭い場所において、建地にブラケットを取り付け1列の構造の足場で、建地を2本組み合わせて、足場の強度を高めている。</p> <p>(c) ブラケット側足場 壁つなぎや控え等を設け、建地にブラケットを取り付け1列の構造である。</p> <p>図 4-31 低層住宅工事用くさび緊結式足場の支柱の例</p>		
50	上から5行目	(a) 手すり、中棧の取り付け (図 4-34 参照)	50	上から5行目	(a) 手すり、中棧の取付け (図 4-34 参照)
51	上から1行目	(b) 控え、火打ちの取り付け (図 4-35 参照)	51	上から1行目	(b) 控え、火打ちの取付け (図 4-35 参照)
51	図 4-35		51	図 4-35	(赤枠を追加)
<p>図 4-35 控えの設置</p>			<p>図 4-35 控えの設置</p>		
51	上から8行目～9行目	また、足場上部の4構面のコーナー付近には単管足場用鋼管等で火打ちを設け、互いの構面を連結する。	51	上から6行目～7行目	(左記文章を図 4-35 控えの設置の下へ移動)

頁	箇所	内容
55	図 4-40	

図 4-40 ブラケット側足場（単管足場）の例

頁	箇所	内容
55	図 4-40	(赤枠を追加)

図 4-40 ブラケット側足場（単管足場）の例

55 の 次頁		(右を追加)
------------	--	--------

56		
----	--	--

一側足場の使用範囲を明確化 安衛則第 561 条の 2 (新設) R 6. 4. 1 施行
 令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要がある。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用すること。
 つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用しなくても差し支えない。
 ※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり周方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

「幅が 1 メートル以上の箇所」に関する留意点
 足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれない。
 なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保すること。

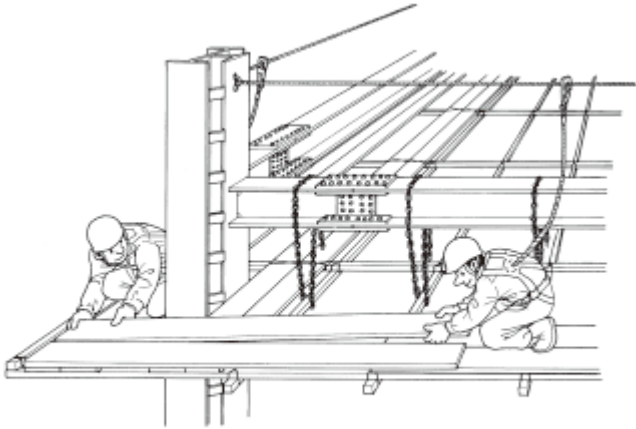
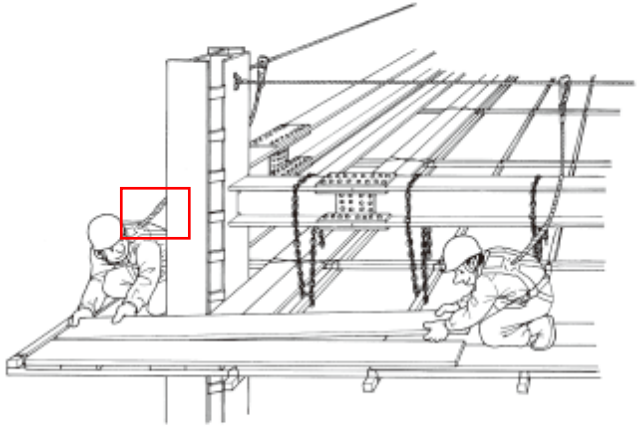
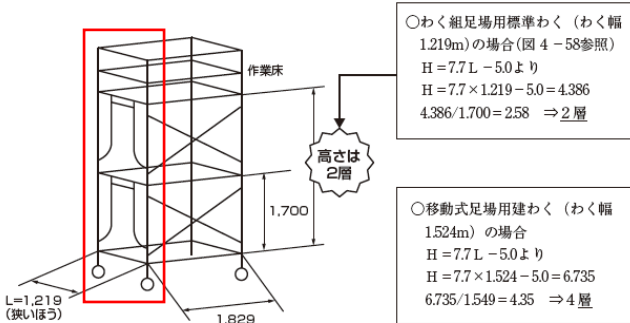
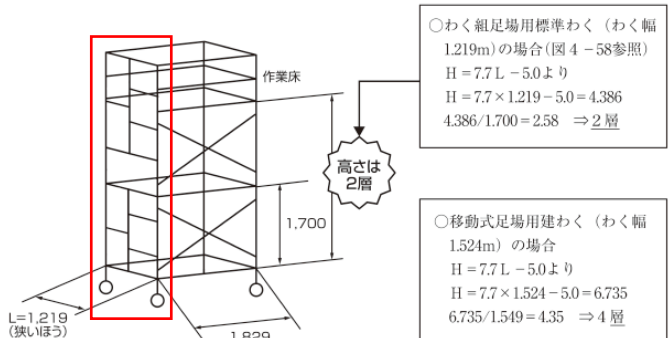
「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは以下の場合をいう。

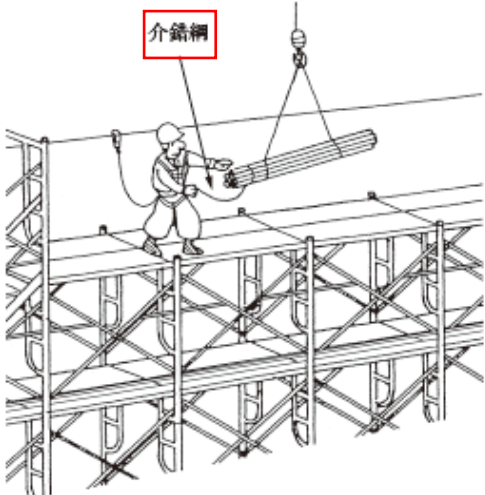
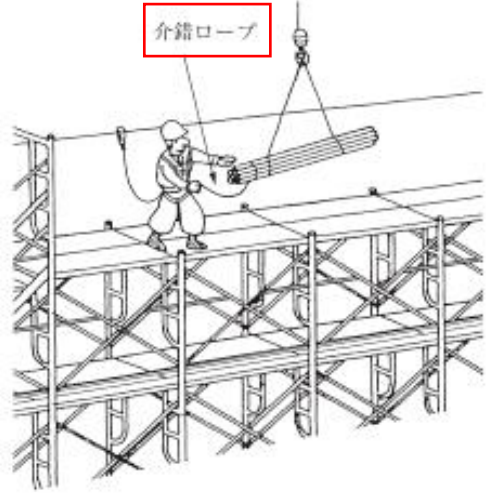
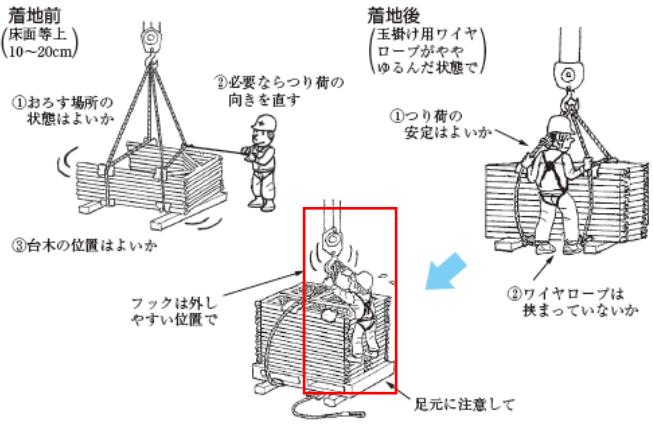
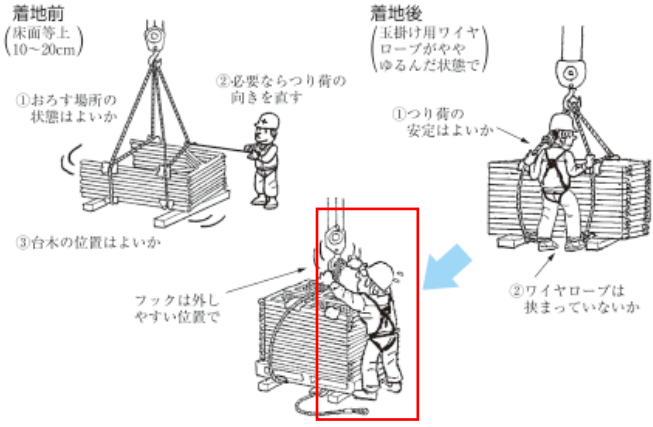
- ア) 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき
 - イ) 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき
 - ウ) 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき
 - エ) 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墮落・転落災害のリスクが高まる時
-

※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましい。

<留意点>
 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければならない。

※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示している。

(旧版) 3版 (令和5年5月12日) 120305			(新版) 4版 (令和5年12月27日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
62	図 4-51		63	図 4-51	(赤枠を追加)
					
図 4-51 建築工事用つり棚足場の解体の例			図 4-51 建築工事用つり棚足場の解体の例		
66	図 4-57 のタイ トル	移動式足場 (移動式足場用建わく) (例)	67	図 4-57 のタイ トル	移動式足場 (内側昇降式移動式足場用建わく) (例)
68	図 4-59	(赤枠を右図に変更)	69	図 4-59	
 <p>○わく組足場用標準わく (わく幅 1.219m) の場合 (図 4-58 参照) $H = 7.7L - 5.0$ より $H = 7.7 \times 1.219 - 5.0 = 4.386$ $4.386 / 1.700 = 2.58 \Rightarrow 2$ 層</p> <p>○移動式足場用建わく (わく幅 1.524m) の場合 $H = 7.7L - 5.0$ より $H = 7.7 \times 1.524 - 5.0 = 6.735$ $6.735 / 1.549 = 4.35 \Rightarrow 4$ 層</p> <p>高さは 2層</p>			 <p>○わく組足場用標準わく (わく幅 1.219m) の場合 (図 4-58 参照) $H = 7.7L - 5.0$ より $H = 7.7 \times 1.219 - 5.0 = 4.386$ $4.386 / 1.700 = 2.58 \Rightarrow 2$ 層</p> <p>○移動式足場用建わく (わく幅 1.524m) の場合 $H = 7.7L - 5.0$ より $H = 7.7 \times 1.524 - 5.0 = 6.735$ $6.735 / 1.549 = 4.35 \Rightarrow 4$ 層</p> <p>高さは 2層</p>		
図 4-59 移動式足場 (わく組足場用標準わく) の高さ			図 4-59 移動式足場 (わく組足場用標準わく) の高さ		
80	上から 1 行目 ～ 2 行目	～ (省略)、職長等当該足場を使用する作業の責任者は、～ (省略)	81	上から 1 行目 ～ 2 行目	～ (省略)、職長等事業者より指名された者は、～ (省略)
80	上から 7 行目 ～ 8 行目	～ (省略)、職長等当該足場を使用する作業の責任者 (足場の組立て等作業主任者の選任が必要な作業の場合は当該作業主任者) は、～ (省略)	81	上から 7 行目 ～ 8 行目	～ (省略)、職長 (足場の組立て等作業主任者の選任が必要な作業の場合は当該作業主任等、事業者より指名された者) は、～ (省略)

(旧版) 3版 (令和5年5月12日) 120305			(新版) 4版 (令和5年12月27日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
91	図 2-5	(赤枠を右図に修正)	93	図 2-5	
 <p>図 2-5 荷上げ時の介錯網の使用例</p>			 <p>図 2-5 荷上げ時の介錯ロープの使用例</p>		
91	上から 2行目	き、鋼管等の長尺物には、 <u>介錯網</u> 、レンチ	93	上から 2行目	き、鋼管等の長尺物には、 <u>介錯ロープ</u> を付
92	上から 8行目	手をかけて誘導することは避け、 <u>介錯網</u> で誘導する	94	上から 8行目	手をかけて誘導することは避け、 <u>介錯ロープ</u> で誘導する。
92	図 2-7	(赤枠を右記に修正)	94	図 2-7	
 <p>図 2-7 荷の取込み及び仮置きの際の点検ポイント</p>			 <p>図 2-7 荷の取込み及び仮置きの際の点検ポイント</p>		

頁	箇所	内容
94	表 3-1	(赤枠を右表に修正)

頁	箇所	内容
96	表 3-1	

表 3-1 工具の点検と着眼点 (例)

表 3-1 工具の点検と着眼点 (例)

工具の種類	着眼点
し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。
ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔 (くさび) はよいか。
スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。
カッタ ペンチ	刃は鋭利か。
のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。
かけや	柄にゆるみはないか。楔 (くさび) はよいか。
つり網 つり袋	網に傷み、腐食はないか。網の長さはよいか。つり袋と網の緊結はよいか。

工具の種類	着眼点
し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。
ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔 (くさび) はよいか。
スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。
カッタ ペンチ	刃は鋭利か。
のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。
かけや	柄にゆるみはないか。楔 (くさび) はよいか。
つり網 つり袋	つり網に傷み、腐食はないか。つり網の長さはよいか。つり袋とつり網の緊結はよいか。

102 上から
3 行目
～
4 行目

足場からの墜落防止措置等を充実させるために、改正された労働安全衛生規則 (平成 21 年 3 月公布、平成 21 年 6 月から施行) では墜落防止措置として、わく組足場とそれ以外の足場に分けて規定された。

104 上から
3 行目
～
4 行目

足場の組立足場からの墜落防止措置等を充実させるために、墜落防止措置として、わく組足場とそれ以外の足場に分けて規定されている。

103 図 1-1 (右図に修正)

105 図 1-1

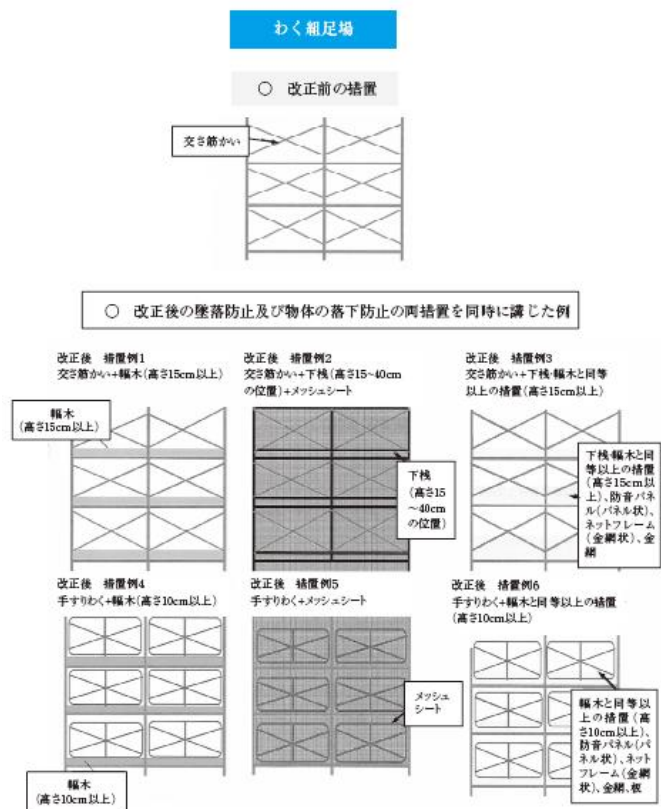


図 1-1 わく組足場の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典：厚生労働省リーフレットより)

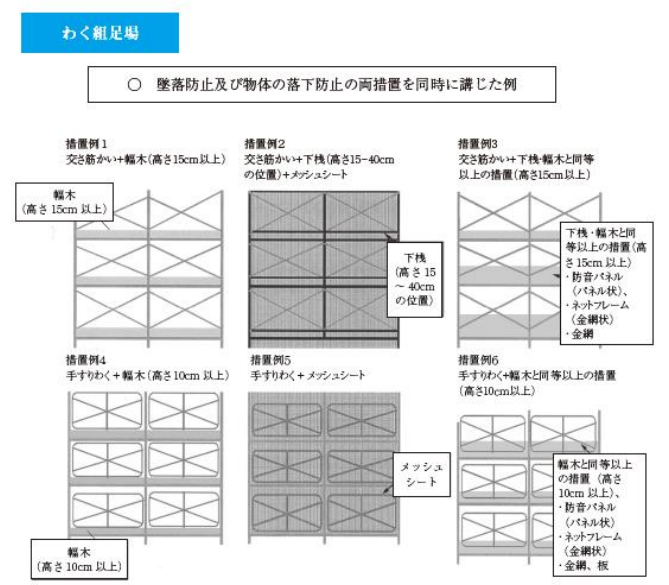


図 1-1 わく組足場の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典：厚生労働省リーフレットより)

(旧版) 3 版 (令和 5 年 5 月 12 日) 120305			(新版) 4 版 (令和 5 年 12 月 27 日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
105	図 1-2	(右図に修正)	107	図 1-2	
<p>わく組足場以外の足場 (単管足場等)</p> <p>改正前の措置</p> <p>○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例</p> <p>改正後 措置例1 手すり(高さ85cm以上の位置) +中棧(高さ35~50cmの位置) +幅木(高さ10cm以上)</p> <p>改正後 措置例2 手すり(高さ85cm以上の位置) +中棧(高さ35~50cmの位置) +メッシュシート</p> <p>改正後 措置例3 手すり(高さ85cm以上の位置) +中棧と同等以上の措置(高さ35cm以上)</p> <p>図 1-2 わく組足場以外の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典：厚生労働省リーフレットより)</p>			<p>わく組足場以外の足場 (単管足場等)</p> <p>○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例</p> <p>措置例1 手すり(高さ85cm以上の位置) +中棧(高さ35~50cmの位置) +幅木(高さ10cm以上)</p> <p>措置例2 手すり(高さ85cm以上の位置) +中棧(高さ35~50cmの位置) +メッシュシート</p> <p>措置例3 手すり(高さ85cm以上の位置) +中棧と同等以上の措置(高さ35cm以上)</p> <p>図 1-2 わく組足場以外の墜落防止及び物体の落下防止の例 (出典：厚生労働省リーフレットより)</p>		
110	写真 1-2 のタイトル	鉄骨梁の親綱支柱取付け例	112	写真 1-2 のタイトル	鉄骨梁の親綱支柱平行設置取付け例
111	下から 6 行目	親綱は、合成繊維ロープで外径 <u>16 mm</u> のものを使用する。	113	下から 6 行目	親綱は、合成繊維ロープで外径 <u>16 mm</u> 以上 のものを使用する。
111	下から 2 行目	また、1本の水平親綱は <u>1人</u> で利用し、同時に数人の者が <u>利用</u> しないようにする	113	下から 2 行目	また、1本の水平親綱は <u>1スパン</u> に <u>1人</u> の立ち入りで使用し、同時に数人の者が <u>使用</u> しないようにする
112	図 1-9	(右図に変更)	114	図 1-9	
<p>図 1-9 水平親綱の緊結方法 (例)</p>			<p>図 1-9 水平親綱の取付金具への設置 (例)</p>		
<p>図 1-10 1本の水平親綱を2人で使用した悪い例</p>			<p>図 1-10 1本の水平親綱を2人で使用した悪い例</p>		
117	上から 1 行目	(4) ネットフレーム	119	上から 1 行目	(4) ネットフレーム (養生枠)

(旧版) 3版 (令和5年5月12日) 120305			(新版) 4版 (令和5年12月27日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
119	写真3-2	(右図に変更)	121	図3-1	
 <p>写真3-2 二丁掛け型安全带 (例)</p>			 <p>図3-1 二丁掛け型安全带 (例)</p>		
120	図3-1	図3-1 フルハーネス型の構造と各部の名称 (例)	122	図3-2	図3-2 フルハーネス型の構造と各部の名称 (例)
120	図3-2	図3-2 フルハーネス型の装着 (例)	122	図3-3	図3-3 フルハーネス型の装着 (例)
120	図3-3	図3-3 二丁掛け安全带の使用 (例)	122	図3-4	図3-4 二丁掛け安全带の使用 (例)
121	下から2行目	③ 足場の建わく (図3-4、図3-5参照)	123	下から2行目	③ 足場の建わく (図3-5、図3-6参照)
121	図3-4	図3-4 安全带フックの取付け箇所 (わく組足場の建わく) (例)	123	図3-5	図3-5 安全带フックの取付け箇所 (わく組足場の建わく) (例)
121	図3-5	図3-5 安全带フックの取付け箇所 (くさび緊結式足場の手すり先行工法) (例)	123	図3-6	図3-6 安全带フックの取付け箇所 (くさび緊結式足場の手すり先行工法) (例)
123	上から2行目	安全带の正しい使い方を図3-6に示す。	125	上から2行目	安全带の正しい使い方を図3-7に示す。
123	図3-6	図3-6 胴ベルト型安全带の正しい使い方 (例)	125	図3-7	図3-7 胴ベルト型安全带の正しい使い方 (例)
125	上から3行目	(図3-7、図3-8参照) に該当する箇所があれば、使用を中止して部品又は安全帯を新品に交換する。	127	上から3行目	(図3-8、図3-9参照) に該当する箇所があれば、使用を中止して部品又は安全帯を新品に交換する。
125	図3-7	図3-7 胴ベルト型の廃棄基準 (例)	127	図3-8	図3-8 胴ベルト型の廃棄基準 (例)
126	図3-8	図3-8 フルハーネス型の廃棄基準 (例)	128	図3-9	図3-9 フルハーネス型の廃棄基準 (例)
127	上から2行目	3.2.1 保護帽 (写真3-3参照)	129	上から2行目	3.2.1 保護帽 (写真3-2参照)
127	上から4行目	① 保護帽は、厚生労働大臣が定める規格に適合したもので、～ (省略)	129	上から4行目	① 保護帽は、厚生労働大臣が定める保護帽の規格に適合したもので、～ (省略)
127	写真3-3	写真3-3 保護帽の例	129	写真3-2	写真3-2 保護帽の例
128	上から4行目	(1) 保護めがね (写真3-4参照)	130	上から4行目	(1) 保護めがね (写真3-3参照)
128	写真3-4	写真3-4 保護めがねの例	130	写真3-3	写真3-3 保護めがねの例
128	下から5行目	(2) シールド面付きヘルメット (写真3-5参照)	130	下から5行目	(2) シールド面付きヘルメット (写真3-4参照)

(旧版) 3 版 (令和 5 年 5 月 12 日) 120305			(新版) 4 版 (令和 5 年 12 月 27 日) 120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
128	写真 3-5	写真 3-5 シールド面付きヘルメットの例	130	写真 3-4	写真 3-4 シールド面付きヘルメットの例
129	上から 2 行目	(1) 作業服装 (図 3-9 参照)	131	上から 2 行目	(1) 作業服装 (図 3-10 参照)
129	図 3-9	(赤枠を修正)	131	図 3-10	
<p>頭にタオルや帽子などをかぶらない。</p> <p>作業により保護メガネや防塵マスクを使用する。</p> <p>清潔で体に合っており、長袖を着用する。</p> <p>安全靴のひもをきちんとしぼる。</p> <p>解体現場では、踏み抜き防止機能のある靴を使用する。</p> <p>保護帽は正しくかぶり、あご紐をゆるみのないようにしめる。</p> <p>安全帯</p> <p>フロントのファスナーをとめる。裾をズボンに入れる。</p> <p>袖口は止めているか？</p> <p>足元は裾しまりのあるものではみ出さない。</p> <p>安全靴</p> <p>服装の乱れは心の乱れである。</p> <p>図 3-9 高所作業を行う場合の作業服装の例</p>			<p>頭にタオルや帽子などをかぶらない。</p> <p>作業により保護メガネや防塵マスクを使用する。</p> <p>清潔で体に合っており、長袖を着用する。</p> <p>安全靴のひもをきちんとしぼる。</p> <p>解体現場では、踏み抜き防止機能のある靴を使用する。</p> <p>保護帽は正しくかぶり、あご紐をゆるみのないようにしめる。</p> <p>安全帯</p> <p>フロントのファスナーをとめる。裾をズボンに入れる。</p> <p>袖口は止めているか？</p> <p>足元は裾しまりのあるものではみ出さない。</p> <p>安全靴</p> <p>服装の乱れは心の乱れである。</p> <p>図 3-10 高所作業を行う場合の作業服装の例</p>		
129	図 3-9	図 3-9 高所作業を行う場合の作業服装の例	131	図 3-10	図 3-10 高所作業を行う場合の作業服装の例
130	上から 1 行目	(2) 手袋 (写真 3-6 参照)	132	上から 1 行目	(3) 手袋 (写真 3-5 参照)
130	上から 5 行目	ブ等の鋼材等を取り扱う場合は皮手袋、～ (省略)	132	上から 5 行目	ブ等の鋼材等を取り扱う場合はかわ手袋、～ (省略)
130	写真 3-6	(赤枠を修正)	132	写真 3-5	
<p>皮手袋</p> <p>防振手袋</p> <p>溶接用手袋</p> <p>写真 3-6 作業手袋の例</p>			<p>かわ手袋</p> <p>防振手袋</p> <p>溶接用手袋</p> <p>写真 3-5 作業手袋の例</p>		
130	上から 9 行目	(3) 履物 (写真 3-7 参照)	132	上から 9 行目	(3) 履物 (写真 3-6 参照)
130	写真 3-7	写真 3-7 作業用履物の例	132	写真 3-6	写真 3-6 作業用履物の例

(旧版) 3 版 (令和 5 年 5 月 12 日) 120305			(新版) 4 版 (令和 5 年 12 月 27 日)120306																																																												
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																										
132	表 4-2	(赤枠を削除)	134	表 4-2																																																											
<p>表 4-2 送・配電線からの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路</th> <th rowspan="2">送電電圧 (V)</th> <th colspan="2">最小離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th>労働基準局長通達*</th> <th>電力会社の目標値***</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配電線</td> <td>100、200以下</td> <td>1.0以上**</td> <td>2.0以上</td> </tr> <tr> <td>6,600</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電線</td> <td>22,000</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>66,000</td> <td>2.2</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>154,000</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>275,000</td> <td>6.4</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>500,000</td> <td>10.8</td> <td>11.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) *昭和50年12月17日基発第759号 **絶縁防護された場合にはこの限りではない。 ***労働基準局長通達値に目測誤差及びクレーン操作特性を考慮した電力会社推奨の離隔距離</p>			電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***	配電線	100、200以下	1.0以上**	2.0以上	6,600	1.2	2.0	送電線	22,000	2.0	3.0	66,000	2.2	4.0	154,000	4.0	5.0	275,000	6.4	7.0	500,000	10.8	11.0	<p>表 4-2 送・配電線からの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路</th> <th rowspan="2">送電電圧 (V)</th> <th colspan="2">最小離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th>労働基準局長通達*</th> <th>電力会社の目標値***</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配電線</td> <td>100、200</td> <td>1.0 以上**</td> <td>2.0 以上</td> </tr> <tr> <td>6,600</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電線</td> <td>22,000</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>66,000</td> <td>2.2</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>154,000</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>275,000</td> <td>6.4</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>500,000</td> <td>10.8</td> <td>11.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) *昭和 50 年 12 月 17 日基発第 759 号 **絶縁防護された場合にはこの限りではない。 ***労働基準局長通達値に目測誤差及びクレーン操作特性を考慮した電力会社推奨の離隔距離</p>			電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***	配電線	100、200	1.0 以上**	2.0 以上	6,600	1.2	2.0	送電線	22,000	2.0	3.0	66,000	2.2	4.0	154,000	4.0	5.0	275,000	6.4	7.0	500,000	10.8	11.0
電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)																																																													
		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***																																																												
配電線	100、200以下	1.0以上**	2.0以上																																																												
	6,600	1.2	2.0																																																												
送電線	22,000	2.0	3.0																																																												
	66,000	2.2	4.0																																																												
	154,000	4.0	5.0																																																												
	275,000	6.4	7.0																																																												
	500,000	10.8	11.0																																																												
電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)																																																													
		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***																																																												
配電線	100、200	1.0 以上**	2.0 以上																																																												
	6,600	1.2	2.0																																																												
送電線	22,000	2.0	3.0																																																												
	66,000	2.2	4.0																																																												
	154,000	4.0	5.0																																																												
	275,000	6.4	7.0																																																												
	500,000	10.8	11.0																																																												
151	上から 7 行目	12 つり足場用のつりチェーン及びつりわ く	153	上から 7 行目	12 つり足場用のつりチェーン及びつり枠																																																										
153	上から 14 行目	4～10 (略)	155	上から 14 行目	4～10の4 (略)																																																										
156	下から 13 行目	(右記追加)	158	下から 12 行目	(※要求性能墜落制止用器具：墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止器具をいう。(第130条の5参照))																																																										
156	下から 12 行目	第519条 (開口部等の囲い等)	158	下から 10 行目	第519条																																																										
156	下から 5 行目	第520条 (要求性能墜落制止用器具の使用)	158	下から 3 行目	第520条																																																										
158	上から 17 行目	事業者は、作業のため物体が飛来することにより、 <u>労働者</u> ～ (省略)	160	上から 19 行目	事業者は、作業のため物体が飛来することにより労働者～ (省略)																																																										
160	上から 10 行目 の次行	(右記追加)	162	上から 13 行目	第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。																																																										
161	上から 16 行目	2 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が <u>24</u> センチメートル未満とすることが～ (省略)	163	上から 21 行目	2 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を <u>24</u> センチメートル未満とすることが～ (省略)																																																										
163	上から 2 行目	事業者は、足場 (つり足場を除く。) における作業を行うときは、その日の作業を開始～ (省略)	165	上から 7 行目	事業者は、足場 (つり足場を除く。) における作業を行うときは、 <u>点検者</u> を指名して、その日の作業を開始～ (省略)																																																										

(旧版) 3 版 (令和 5 年 5 月 12 日) 120305			(新版) 4 版 (令和 5 年 12 月 27 日)120306		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
163	上から 7 行目	～(省略) 足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、 <u>点検し、異常を認めた</u> ときは、直ちに補修しなければならない。	165	上から 11 行目	～(省略) 足場における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して、</u> 作業を開始する前に、次の事項について <u>点検させ、</u> 異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
163	下から 18 行目	1 当該点検の結果	165	下から 12 行目	1 当該点検の結果及び <u>点検者の指名</u>
163	下から 15 行目	事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について、 <u>点検し、異常を認めた</u>		下から 9 行目	事業者は、つり足場における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して、</u> その日の作業を開始する前に、前条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について <u>点検させ、</u> 異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
170	上から 17 行目	～(省略) においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について <u>点検し、</u> ～(省略)	172	上から 17 行目	～(省略) においては、 <u>点検者を指名して、</u> <u>足場における作業を開始する前に、</u> 次の事項について <u>点検させ、</u> ～(省略)
170	下から 2 行目	1 当該点検の結果	172	下から 2 行目	1 当該点検の結果及び <u>点検者の氏名</u>